

千代田区医療的ケア児等コーディネーターの活用について

1. 千代田区の医療的ケア児等コーディネーターの活用案

(1) 基本的な役割

個別支援

- 相談支援
 - ・退院前後の支援
 - ・サービスや支援の紹介及び助言
 - ・障害児相談支援事業のサービス等利用計画作成、モニタリングの実施
 - ・関係機関の連絡調整
- 個別支援を通じたニーズや課題の把握

地域支援

- 区内の医療的ケア児の情報集約
(早期把握に関わる保健所・児童家庭支援センター・障害者福祉課間の連携)
- 医療的ケア児等コーディネーター等の連携会議の開催
- 医療的ケア児等支援協議会への参画
- 個別支援を通じてわかったニーズ・課題の抽出及び課題解決状況

(支援のポイント)

- ・医療的ケアに関わる医療技術の知識や、指導に関する専門性。
- ・地域の福祉サービスや活動の場の把握や関係機関の連絡調整などのコーディネート。
- ・不安を抱える保護者等を寄り添う支援で支える伴走者としての側面。

(2) 千代田区内の関係機関

機関名	役割・特徴等	課題等
児童・家庭支援センター	<u>発達支援係</u> ・医療的ケア児等支援協議会の主催等、地域支援等の役割が期待される。 ・障害児へのサービスを所管しており、案内・申請などが可能。 ・区独自のケアプランのはばたきプランを担当	<ul style="list-style-type: none"> ・保健師や相談支援専門員は不在。 ・民間事業所に委託しているため、情報集約の役割を担う際には、行政業務で知れた個人情報のやりとりについて検討が必要。 ・役所内の調整や地域支援の役割設定について検討が必要。
	<u>相談支援事業所 千代田区子ども発達センター</u> ・相談支援事業を実施（医療的ケア児等コーディネーターの資格所持者が担当）。	
	<u>子ども発達支援センターさくらキッズ</u> ・医療的ケア児の小1までの療育を実施。	
保健所	<ul style="list-style-type: none"> ・母子保健・難病などに対するサービスを所管しており、相談や各種サービスの案内・申請などが可能。 ・産前産後や退院後の関わりがあり、早期に繋がりやすい。 ・保健師等の専門職がいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区担当制になっており、医療的ケア児を専門で担当することは難しい。 ・保健師の中でも経験値や知識にばらつきがある。

障害者福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・手帳や手当の交付、障害者などに対するサービスを所管しており、案内・申請などが可能。 ・よろず相談事業で医療的ケア児等コーディネーターを配置している。 ・18歳以降の支援について相談ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の医療的ケア児支援に関する知識・経験が不足している。 ・医療的ケア児の18歳到達以降の支援の円滑な引継ぎ。 ・障害者福祉センターえみふるにおける、医療的ケア支援の充実を図る(レスパイト、ショートステイ等) ・保護者・家族への支援の検討。
区内計画相談支援・障害児相談支援事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者が在籍している事業所あり。 ・事業所によっては18歳以降も相談対応が可能であり、切れ目ない支援が可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児等コーディネーターとしての活動状況は未把握。

2. 医療的ケア児等コーディネーターとは

(1) 医療的ケア児等コーディネーターの基本方針

※障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成十八年厚生労働省告示第三百九十五号）【最終改正 令和二年厚生労働省告示第二百十三号】より抜粋

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、市町村においては、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員、保健師、訪問看護師等の配置を促進することが必要である。このコーディネーターは、医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進するといった役割を担う必要がある。

具体的には、新生児集中治療室に入院中から退院後の在宅生活を見据え、医療的ケア児とその家族の状況を踏まえた退院支援、医療的ケア児が日常生活上必要とする医療的ケアの状況を踏まえた上で、個々の発達段階に応じた発達支援を行うとともに、家族支援を含めた医療的ケア児の「育ち」や「暮らし」の支援に当たって、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の多職種が協働できるよう支援の調整を図り、医療的ケア児とその家族が抱える課題解決に向けた個別支援を行うほか、地域で医療的ケア児の育ちを保障するため、協議の場を活用した社会資源の開発・改善を行う等の役割が求められる。

(2) 医療的ケア児等の定義

※医療的ケア児等コーディネーター養成研修実施の手引きより抜粋

- ・人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児
- ・重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している重症心身障害児者

(3) 「医療的ケア児等コーディネーター」に求められる資質・役割

※医療的ケア児等コーディネーター養成研修実施の手引きより抜粋

- 医療的ケア児等に関する専門的な知識と経験の蓄積
- 多職種連携を実現するための水平関係（パートナーシップ）の構築力
- 本人中心支援と自立支援を継続していくための家族との信頼関係づくり
- 医療的ケア児等の相談支援業務（基本相談、計画相談、ソーシャルワーク）
- 本人のサービス等利用計画（障害児支援利用計画）を作成する相談支援専門員のバックアップ
- 地域に必要な資源等の改善、開発に向けての実践力